

(仮称) 千葉市こどもプラン (第2期)【概要版】



1 計画策定の趣旨等

〈計画策定の趣旨〉

今般の社会情勢や子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続きすべての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進するために、「千葉市こどもプラン(第2期)」を策定します。

〈計画の位置づけ〉

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画(策定義務)」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画(策定努力義務)」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(策定任意)」、「こどもの参画推進計画(策定任意)」を一体的なものとして策定します。

〈計画期間〉

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

〈計画の対象〉

妊産婦、乳幼児から青少年まで、及び子育て家庭を対象とします。



2 基本理念と施策体系

〈基本理念〉

こどもを産み育てたい、
こどもがここで育ちたいと
思うまち「ちば」の実現

〈計画策定の視点〉

- ①保護者に喜びや生きがいをもたらし、親としての成長を支える子ども・子育て支援
- ②こどもの参画によるまちづくりの推進
- ③子ども・若者の健やかな成長の支援と子ども・若者を支える環境づくり
- ④支援が必要な子ども・若者と家庭への支援

〈施策体系〉

妊娠・出産

乳幼児

就学児

青少年

若者

妊娠・出産～小学校就学前児の
子育て支援

基本施策1 子ども・子育て支援

基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

就学児等の
社会参画

基本施策3 こどもの社会参画の推進

子ども・若者への支援

基本施策4 子ども・若者の健全育成

基本施策5 子ども・若者の安全の確保

基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

支援が必要な子ども・若者・家庭への支援

基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

基本施策8 児童虐待防止対策の充実

基本施策9 社会的養育体制の充実

基本施策10 障害のある子どもへの支援の充実

基本施策11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する
子ども・若者に関する支援





3 基本施策の取組内容

基本施策1 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画を策定し、「教育・保育の量の確保」、「教育・保育の質の向上」、「地域における子ども・子育て支援の充実」等に計画的に取り組んでいきます。

事業計画においては、教育・保育や地域における子育て支援事業の「量の見込み」（需要量の見込み）とそれに対応する「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）、教育・保育等の「質」の確保・向上を図るための取組み等を定めます。

<目指すべき姿>

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てにかかわり、仕事と子育ての両立を実現することができること。

<主な取組内容>

- (1) 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）⇒次ページ参照
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）⇒次ページ参照
- (3) 認定こども園の普及促進
 - 3-1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援
 - 3-2 保護者に対する普及啓発
- (4) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）
 - 4-1 幼保小間の交流の促進
 - 4-2 幼保小連携・接続の推進
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 **新規**
- (6) 教育・保育等の「質」の確保・向上
 - 6-1 教育・保育人材の資質の向上
 - 6-2 教育・保育人材の確保
 - 6-3 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上
 - 6-4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上
 - 6-5 保育環境の改善等による質の向上 **新規**
 - 6-6 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上
- (7) 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
 - 7-1 認定こども園、幼稚園、保育所等における障害のある子どもの受入れ
 - 7-2 放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受入れ
 - 7-3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上
 - 7-4 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援
 - 7-5 外国につながる子どもへの支援 **新規**
- (8) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進
 - 8-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発
 - 8-2 男性の子育てへの関わりの促進
 - 8-3 子育てと仕事の両立のための基盤整備



＜量の見込みと確保方策＞

（１）教育・保育

- 計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、私立幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化など、既存資源を最大限に活用し、受け皿を拡充していきます。

		3～5歳			0～2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	1・2歳	0歳
令和2年度	量の見込み	7,990	2,149	11,330	8,938	1,793
	確保方策	7,990	2,149	10,627	6,181	1,818
	教育・保育施設※1	7,990	2,149	10,627	5,146	1,523
	地域型保育事業※2	—	—	—	1,035	295



令和6年度	量の見込み	7,631	2,054	10,849	8,394	1,721
	確保方策	7,631	2,054	11,611	7,459	2,271
	教育・保育施設※1	7,631	2,054	11,611	5,736	1,735
	地域型保育事業※2	—	—	—	1,723	536

※1 教育・保育施設 … 認定こども園、幼稚園、保育園

※2 地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

（２）地域子ども・子育て支援事業

- 「量の見込み」が現状を上回る事業については、計画最終年度の令和6年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量を供給することができるよう、確保方策を講じていきます。

事業名	令和2年度		令和6年度		指標
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
①放課後児童クラブ（子どもルーム）	11,439	11,993	13,589	13,875	利用人数
②延長保育事業	9,844	9,844	9,236	9,236	利用人数
③-1 一時預かり事業（幼稚園型）・幼稚園預かり保育	598,051	598,051	563,073	563,073	年間延べ利用人数
③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）	100,485	64,819	94,534	94,559	年間延べ利用人数
④ファミリー・サポート・センター事業	13,440	9,022	12,781	12,822	年間延べ利用人数
⑤病児保育事業	13,991	9,438	13,151	13,156	年間延べ利用人数
⑥地域子育て支援拠点事業	146,090	20	137,218	20	箇所数※
⑦-1 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）	12	7	12	12	箇所数
⑦-2 利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	7,710	7,710	7,112	7,112	面接人数
⑧-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）	1,116	855	1,059	1,059	年間延べ利用人数
⑧-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	677	638	643	643	年間延べ利用人数
⑨妊婦健康診査	6,722	6,722	6,223	6,223	対象者数
⑩乳児家庭全戸訪問事業	6,156	6,156	5,914	5,914	対象者数
⑪養育支援訪問事業	1,563	1,563	1,472	1,472	対象者数

※量の見込みは年間延べ利用人数





＜その他の主な新規・拡充事業＞

■ 教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり

教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。

■ 子どもルーム利用児童の安全・安心の確保

入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへの AED の設置により、利用児童の安全・安心を確保します。

■ 子どもルーム利用児童への学習機会の提供

子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供します。

基本施策2 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

＜目指すべき姿＞

- 乳幼児期の子どもの心身の発達は、一番身近な養育者（母親等）の心身の状態と密接に関係があるため、養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすこと。

＜主な取組内容＞

- （１）妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実
- （２）医療にかかる経済的負担の軽減
- （３）妊娠・出産・子育てに関する情報提供

＜主な新規・拡充事業＞

■ エンゼルヘルパー派遣事業

事業目的を従来の産褥期の母親支援から、子育て支援へと転換し、利用対象者・利用回数・利用期間を拡充します。

■ 産後ケア事業

産後の支援をより充実させるため、利用者のニーズに合わせ、利用期間の延長やデイサービス型の導入等、利用しやすい仕組みを検討します。

基本施策3 こどもの社会参画の推進

＜目指すべき姿＞

- 子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること。
- 子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくこと。
- 全市的に子どもが主役のまちづくりへの理解を深めていくこと。

＜主な取組内容＞

- （１）子どもの自立性・社会性・自治意識を育むこどもの参画の推進
- （２）こどもの参画の周知・啓発

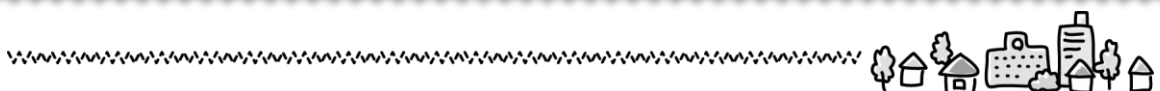
＜主な新規・拡充事業＞

■ こども・若者市役所

地域課題の解決策と市の魅力向上策について、こども・若者目線で検討していきます。

■ 多世代へのこどもの参画の啓発

子どもから大人までの幅広い世代に対して、「こどもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。





基本施策4 子ども・若者の健全育成

<目指すべき姿>

- 自己肯定感を高めることで、規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること。
- 夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成すること。

<主な取組内容>

- (1) 健全育成活動の推進
- (2) 非行を防止するための環境づくり

<拡充・見直し事業>

■ 少年自然の家運営事業

少年自然の家での活動プログラムを利用頻度や社会状況を踏まえて見直し、充実した自然体験活動を提供します。また、利用対象者を拡大し、大学や企業の研修などにも活用できるようにします。

■ ネット補導活動事業

補導活動の一環として、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象にネット補導を実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。

基本施策5 子ども・若者の安全の確保

<目指すべき姿>

- 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わない安全・安心に暮らせるまちにすること。
- 犯罪等から、自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること。

<主な取組内容>

- (1) 子ども・若者を犯罪等から守る地域づくり
- (2) 子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上

<見直し事業>

■ 家庭教育資料作成事業

家庭教育資料の内容を見直します。特にインターネット上のトラブルや問題が社会的にも課題になっているため、関連する情報の掲載を充実させます。

基本施策6 子ども・若者の居場所づくり

<目指すべき姿>

- すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすること。

<主な取組内容>

- (1) 学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保
- (2) 地域と連携したこどもの居場所づくり

<主な新規・拡充事業>

■ アフタースクールの実施

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望するすべての児童を対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供する放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業を、アフタースクール事業として本格実施します。

■ 子どもを見守る大人の育成

こどもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、こどもの居場所で活躍できる人材を育成します。





基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進

<目指すべき姿>

- 自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して生活を送り、その子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会を実現すること。

<主な取組内容>

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 子育て支援、生活の場の整備
- (3) 就業支援策
- (4) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進
- (5) 経済的支援策

<拡充・見直し事業>

■ 母子・父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。

■ 学校外教育バウチャー

経済的に特に困窮しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成します。

基本施策8 児童虐待防止対策の充実

<目指すべき姿>

- すべての子どもの権利と最善の利益が尊重され、「暴力によらない子育て」により、子どもが安全に、安心して育まれる社会を実現すること。

<主な取組内容>

- (1) 暴力によらない子育てや児童虐待防止への協力を広く周知・啓発
- (2) 発生予防から適切な保護、必要な援助に至るまでの施策の充実・組織の体制強化
- (3) 支援の質の向上及び関係機関の連携強化
- (4) 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上 **新規**
- (5) 一時保護体制の充実 **新規**

<主な新規・拡充事業>

■ SNSの活用などによる相談窓口の充実

子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近年、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。

■ 子ども家庭総合支援拠点事業

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。

■ 児童福祉司の増員

児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直しに基づき、増員します。

■ 児童心理司の増員

児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。

■ 一時保護環境の改善・体制強化

子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。



基本施策 9 社会的養育体制の充実

<目指すべき姿>

- 社会的養育の必要な児童が健全に育まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において、安定した人間関係の下で育てることができる社会を実現すること。

<主な取組内容>

- (1) 家庭養育等の推進
- (2) 専門的なケアの充実、児童の自立支援

<主な新規・拡充事業>

■ 家庭養育の推進

家庭養育を推進するため、NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の担い手を確保するとともに、ファミリーホームを増設します。

■ 小規模グループケアでの養育

社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。

基本施策 10 障害のある子どもへの支援の充実

<目指すべき姿>

- 障害の有無にかかわらず、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を受けることができること。

<主な取組内容>

- (1) 障害の早期発見・早期療育の体制整備
- (2) 障害のある子どもへの教育・保育等の提供（基本施策1（7）再掲）
- (3) 障害児支援の充実
- (4) 障害児のスポーツ活動への参加促進

新規

基本施策 11 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援

<目指すべき姿>

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めるようにすること。

<主な取組内容>

- (1) 支援体制・支援内容の充実
- (2) 地域で支える環境づくり及び立ち直り支援

<主な新規・拡充事業>

■ 子ども・若者支援協議会

構成機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行い、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行います。

■ 子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談）

様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」において、電話、来所、訪問相談だけでなく、SNSによる相談も実施します。

